

旭川医科大学契約室要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年10月10日学長裁定)

旭川医科大学契約室要項の一部を改正する要項

旭川医科大学契約室要項（平成16年4月1日事務局長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(設置)</p> <p>第1 旭川医科大学<u>経営企画課</u>に、契約室を置く。</p> <p>第2～3 (略)</p> <p>(室長)</p> <p>第4 室長は、<u>経営企画課長</u>又は同課々長補佐のうちから事務局長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2 室長は、上司の命を受け、契約室の事務を統括する。</p> <p>(室員)</p> <p>第5 室員は、<u>経営企画課病院契約係</u>、医療材料係及び医薬品係の構成員をもって充てる。</p> <p>2 室員は、室長の命を受け、契約室の事務をつかさどる。</p> <p>第6～7 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年10月10日から実施し、改正後の旭川医科大学契約室要項は、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1 旭川医科大学<u>会計課</u>に、契約室を置く。</p> <p>第2～3 (略)</p> <p>(室長)</p> <p>第4 室長は、<u>会計課長</u>又は同課々長補佐のうちから事務局長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2 室長は、上司の命を受け、契約室の事務を統括する。</p> <p>(室員)</p> <p>第5 室員は、<u>会計課契約第一係、契約第二係</u>、医療材料係及び医薬品係の構成員をもって充てる。</p> <p>2 室員は、室長の命を受け、契約室の事務をつかさどる。</p> <p>第6～7 (略)</p>